平成２７年（フ）第４４９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷254番地
２　県営毛呂山上宿団地１―205号
破産者　大川　久代
1　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
2　一般調査期日　平成28年７月13日午後３時10分
平成28年４月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８号
高知県須崎市山手町15―５　ヴァンテラス203号（住民票上の住所　高知県高岡郡津野町杉ノ川乙884番地４）
破産者　西森　順子
1　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
2　一般調査期日　平成28年７月14日午前10時
平成28年４月28日　高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第７８２号
京都市西京区桂稲荷山町57番地
破産者　中辻寛昭こと　中辻　弘明
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月13日午前10時15分
平成28年４月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
広島市西区井口４丁目６番１―102号
破産者　岡田　　宏
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月27日午後１時45分
平成28年４月27日　　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１９５号
埼玉県行田市本丸22番47号
破産者　有限会社小池青果店
1　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前11時20分
平成28年４月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産管財人事務所変更

平成２６年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市室村町１丁目３番地
破産者　大垣食肉供給センター協同組合
破産管財人　仲松　正人は次のところに事務所を変更した。
新事務所　沖縄県那覇市壺屋２―７―17セイシェル壺屋２Ａ号室仲松正人法律事務所
平成28年４月22日　岐阜地方裁判所大垣支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第５２号
愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1818番地
破産者　吉福　幸治
1　期日　平成28年５月19日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月28日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第５４号
北海道滝川市黄金町東３丁目８番13号
破産者　玉置　　弘
1　期日　平成28年５月26日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月28日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４２５４号
大阪府守口市大久保町３丁目５番20号
破産者　栄和交通株式会社
1　期日　平成28年６月13日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月27日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４５号
長野県上伊那郡飯島町飯島792番地４　ハイツ横前Ｃ棟、住民票上の住所長野県駒ヶ根市飯坂１丁目８番７号
破産者　飯山　将人
1　期日　平成28年７月13日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
平成28年４月27日　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１号
長野県上伊那郡宮田村5725番地
破産者　吉澤　知広
1　期日　平成28年７月13日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
平成28年４月27日　長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０３５号
東京都港区港南４丁目１番８号
清算株式会社　住友電工ネットワークス株式会社
代表清算人　上田　充宏
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０１１号
東京都中央区京橋１丁目14番５号
清算株式会社　ＣＤＳコンストラクショングループ株式会社
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１１号
徳島市幸町１丁目６番地
清算株式会社　株式会社エディ商事
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第７号
秋田県湯沢市桑崎字都町38番地
清算株式会社　木村商事株式会社
代表清算人　京野　垂日
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
ア　協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　弁済原資
清算株式会社の税務申告費用、清算人報酬等清算事務に当然必要となる費用を除いた弁済原資は、229万6173円とする。
2　協定債権の基準額の算定
弁済額の算定においては、各協定債権における基準額は、協定債権者の特別清算開始日の元金の額を基準とする。ただし、特別清算開始後に保証人、担保物権等から充当を受けた金額のうち元金に入金されるべき金額については、これを控除するものとする。
3　弁済額
協定債権者に対する弁済額は、弁済原資について協定債権者の基準額に応じて按分して算出した額とする。
4　清算株式会社は、前項の割合による金額を本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に支払う。
5　協定債権者は、本弁済を受けたときに、残余の債権について放棄する。
以上
秋田地方裁判所横手支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
長野県佐久市協和3491番地280
再生債務者　望月サニーカントリー株式会社
1　決議に付する計画案　平成28年４月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成28年６月23日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年６月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年６月９日
平成28年４月26日　　長野地方裁判所民事部